

# ○職員の給与に関する条例

平成7年10月14日

例第16号

|    |             |        |             |        |
|----|-------------|--------|-------------|--------|
| 改正 | 平成7年12月23日  | 条例第27号 | 平成22年12月1日  | 条例第5号  |
|    | 平成9年2月14日   | 条例第1号  | 平成23年12月1日  | 条例第1号  |
|    | 平成10年3月3日   | 条例第2号  | 平成24年12月20日 | 条例第3号  |
|    | 平成11年3月5日   | 条例第3号  | 平成25年6月27日  | 条例第1号  |
|    | 平成12年2月28日  | 条例第1号  | 平成27年2月23日  | 条例第1号  |
|    | 平成13年2月28日  | 条例第1号  | 平成28年2月22日  | 条例第1号  |
|    | 平成13年8月6日   | 条例第3号  | 平成29年2月7日   | 条例第1号  |
|    | 平成14年3月1日   | 条例第1号  | 平成30年2月19日  | 条例第1号  |
|    | 平成15年2月28日  | 条例第1号  | 平成31年2月15日  | 条例第1号  |
|    | 平成15年11月26日 | 条例第6号  | 令和2年2月5日    | 条例第2号  |
|    | 平成17年8月30日  | 条例第3号  | 令和2年2月5日    | 条例第4号  |
|    | 平成17年11月30日 | 条例第4号  | 令和2年7月21日   | 条例第7号  |
|    | 平成18年3月31日  | 条例第3号  | 令和3年2月16日   | 条例第16号 |
|    | 平成19年3月30日  | 条例第1号  | 令和4年4月1日    | 条例第1号  |
|    | 平成19年12月26日 | 条例第2号  | 令和5年2月10日   | 条例第1号  |
|    | 平成20年4月21日  | 条例第2号  | 令和6年2月9日    | 条例第1号  |
|    | 平成21年11月30日 | 条例第4号  | 令和7年2月10日   | 条例第1号  |
|    | 平成22年3月29日  | 条例第3号  |             |        |

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、法第3条に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の給与とは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。

(給料)

第3条 給料は、職員の勤務時間等に関する条例（平成7年但馬広域行政事務組合条例第13号）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

2 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

(給料表)

第4条 給料表は別表第1に掲げるとおりとし、その適用範囲は当該給料表に定めるところによる。

2 職員の職務は、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定めるとおりとする。

3 任命権者は、給料表の適用を受けるすべての職員の職務をその給料表の級のいずれかに格付けしなければな

らない。

(初任給)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号級は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

(昇格)

第6条 職員を現に格付けされている職務の級から昇格（職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させるときは、規則で定める資格基準に従い、その者の資格に応じて、一級上位の職務の級に決定するものとする。

2 職員が生命の危険をかえりみず職務を遂行し、そのため危篤となり、又は身体若しくは精神に著しい障害がある状態となった場合は、前項の規定にかかわらず、昇格させることができる。

第7条及び第8条 削除

(異動)

第9条 職員を一の職から初任給の基準を異にする職に異動させる場合において必要な事項は、任命権者が管理者と協議して定める。

(昇給)

第10条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、55歳以上の職員は、当該年齢に達した日の属する年度の翌年度以降は昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、規則で定めるところにより、昇給させることができる。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前各号に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

(給料の支給方法)

第11条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとする。

2 前項の給与期間の給料の支給日は、管理者が定める。

3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

4 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

5 職員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の末日までの給料を支給する。

6 第3項及び第4項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(給与の口座振替)

第12条 給与の支払は、職員の申出により、口座振替の方法によることができる。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
  - (3) 満60才以上の父母及び祖父母
  - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (5) 身体又は精神に著しい障害のある者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。
- 4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第14条 削除

（地域手当）

#### 第15条 職員に地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の4.40を乗じて得た額とする。
- （住居手当）

#### 第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住する住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）
  - (2) 第18条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
    - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
    - イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額
  - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
- （通勤手当）

#### 第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で管理者が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、32,000円を超えない範囲内で規則で定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

（単身赴任手当）

第18条 公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額、30,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると

認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(特殊勤務手当)

第19条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額、その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(給与の減額)

第20条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第21条 正規の勤務時間を越えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を越えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を越えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（職員の勤務時間等に関する条例第2条第2項及び第3項の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 職員の勤務時間等に関する条例第2条の4第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(休日勤務手当)

第22条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

- 2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間に対し、勤務1時間につき第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲

内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。年末年始等で管理者が規則で定める日において勤務した職員についても同様とする。

(夜間勤務手当)

第23条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員にその間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第24条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間から休日（職員の勤務時間等に関する条例第5条に規定する休日をいう。）を考慮して管理者が別に定める時間を減じたもので除した額とする。

(管理職手当)

第25条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、管理者が指定するものについて支給する。

2 前項の規定による管理職手当は、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第26条 第21条、第22条第2項及び第23条の規定は、前条第1項に規定する職にある職員には適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第27条 第25条第1項に規定する職にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により職員の勤務時間等に関する条例第2条第3項に規定する勤務を要しない日又は同条例第5条第1項に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）あつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(期末手当)

第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第28条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれの基準日から起算して30日を超えない範囲内において、規則で定める日（次条及び第28条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死

亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの及びその職務の級が3級で規則で定める号給以上のものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の階級、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第28条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続きによるものを除く。次項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差

し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受ける者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前直近のその者の勤務成績に応じて、それぞれの基準日から起算して30日を超えない範囲内において、規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第28条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第29条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において第28条の2中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

## 第30条 削除

(臨時又は非常勤の職員の給与)

第31条 臨時又は非常勤（次条に定めるものを除く。）の職員の給与については、他の職員との均衡を考慮して、管理者の定める基準に従い、予算の範囲内で任命権者が定める給与を支給する。

(会計年度任用職員の給与)

第31条の2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。

(休職者の給与)

第32条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 5 職員が法第27条第2項に基づく条例で定める場合の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 6 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第28条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、その支給日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第28条の2及び第28条の3の規定を準用する。この場合において、第28条の2中「前条第1項」とあるのは「第32条第7項」と読み替えるものとする。

(給与からの控除)

第33条 次の各号に掲げるものについては、給与から控除することができる。

- (1) 兵庫県市町村職員共済組合の貯金及び償還金
- (2) 兵庫県労働金庫の貯金及び償還金
- (3) 団体扱いの契約をした保険料
- (4) 前各号に定めるもののほか、管理者が適当と認めるもの

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成7年11月1日から施行する。  
(平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第28条第2項並びに第29条第2項の規定の適用については、第28条第2項中「100分の150」とあるのは「100分の135」と、第29条第2項中「100分の70」とあるのは「100分の65」とする。  
(55歳を超える職員の給料月額減額支給等)
- 3 平成30年3月31日までの間、職員（行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第5項及び第6項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第5項において「給料月額減額基礎額」という。））
  - (2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第28条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の15を越えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第4項の規定の

適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の15を越えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

- (3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第29条第4項において準用する第28条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の15を越えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第29条第2項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第4項において準用する第28条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の15を越えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第29条第2項に規定する割合を乗じて得た額）

- (4) 第32条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第32条第1項 前各号に定める額

イ 第32条第2項又は第3項 第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第32条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第32条第5項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第32条第7項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第4項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

- 4 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

- 5 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第20条から第23条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第24条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

- 6 附則第3項の規定が適用される間、第29条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の95を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（職員の給与の臨時特例）

- 7 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（次項から附則第10項までにおいて「特例期間」という。）においては、行政職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。次項から附則第10項までにおいて同じ。）に対する給料月額の支給にあたっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(1) その職務の級が6級の職員 100分の2.0

(2) その職務の級が8級の職員 100分の1.0

8 特例期間においては、行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級及び8級の職員に支給する給与のうち第32条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与の支給にあたっては、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額を減ずる。

(1) 第32条第1項 前項に定める額

(2) 第32条第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額

(3) 第32条第4項 前項に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

(4) 第32条第5項 前項に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

9 特例期間においては、行政職給料表の適用を受ける職員の第20条から第23条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第24条の規定にかかわらず同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

10 附則第7項から前項までの規定により給与の支給にあたって減ずることとされる額を算出する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成7年12月23日条例第1号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成8年1月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び附則第6項の規定による改正後の職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の規定は、平成7年4月1日から適用する。

（最高号級を超える給料月額の切替え等）

3 平成7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号級を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、長が定める。

（給与の内払）

4 職員がこの条例による改正前の条例の規定に基づいて、切替日以降の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（長への委任）

5 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、長が定める。

（職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部改正）

6 職員に対する寒冷地手当支給に関する条例（平成7年但馬広域行政事務組合条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成9年2月14日条例第1号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第7条及び第8条の改正規定（中略）は、平成9年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（前項に掲げる改正規定を除く。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）

の規定は、平成8年4月1日から適用する。

(最高号級等の切替え等)

- 3 平成8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 職員が改正前の給与条例の規定に基づいて、切替日以降の分として支給を受けた給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(管理者への委任)

- 5 附則第3項及び第4項に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、管理者が定める。

(寒冷地手当支給の基準額に関する経過措置)

- 6 平成8年度の職員に対する寒冷地手当支給に関する条例（以下「寒冷地手当条例」という。）第2条に規定する基準日（以下「基準日」という。）に対応する第3条の管理者が定める日（以下「指定日」という。）以前から引き続き在勤する職員の寒冷地手当（その支給すべき事由の生じた日が平成12年度の基準日に対応する指定日以前であるものに限る。）について、第2条の規定による改正後の寒冷地手当条例（以下「改正後の寒冷地手当条例」という。）第4条の規定によるものとした場合の基準額（以下「改正後の基準額」という。）が、みなし基準額（改正後の給与条例の規定による平成8年度の基準日（当該基準日の翌日から当該基準日に対応する指定日までの間に新たに職員となった者にあつては、職員となった日。以下「平成8年度基準日」という。）における当該職員の給料の月額と平成8年度基準日におけるその者の扶養親族の数に応じて改正後の給与条例第13条第3項及び第4項の規定の例により算出した額との合計額（同条の規定が適用されない職員にあつては、同日における給料の月額）を基準として、第2条の規定による改正前の寒冷地手当条例（以下「改正前の寒冷地手当条例」という。）第4条の規定により算出した場合の額（この場合、同条第2項中「580,000円」とあるのは、「583,000円」とする。）をいう。以下同じ。）に達しないこととなる場合において、みなし基準額から改正後の基準額を減じた額が次の表の左欄に掲げる寒冷地手当を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の右欄に定める額を超えるときは、改正後の寒冷地手当条例第4条の規定にかかわらず、みなし基準額から同表の左欄に掲げる当該期間の区分に応じ、同表の右欄に定める額を減じた額をもって当該職員に係る同項の基準額とする。

|                             |         |
|-----------------------------|---------|
| 平成9年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで  | 30,000円 |
| 平成10年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで | 50,000円 |
| 平成11年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで | 70,000円 |
| 平成12年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで | 90,000円 |

附 則（平成10年3月3日条例第2号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。

(最高号級等の切替え等)

- 3 平成9年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(附則第7項において「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の給与条例(以下「改正前の給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者が定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日(次項において「異動日」という。)における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成10年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から平成10年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要に調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 職員が改正前の給与条例の規定に基づいて、切替日以降の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(管理者への委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、第1条の規定の施行に関して必要な事項は、管理者が定める。

附 則(平成11年3月5日条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成10年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第28条から第29条まで及び第32条の規定は、この条例の施行の日以後の支給に係る期末手当及び勤勉手当について適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成10年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(附則第7項において「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者が定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日(次項において「異動日」という。)における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところ

による。

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成11年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から平成11年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれから受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要に調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 職員が改正前の給与条例の規定に基づいて、切替日以降の分として支給を受けた給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(管理者への委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成12年2月28日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成11年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日（附則第7項において「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者が定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、

改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から平成12年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれから受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成11年度における期末手当の額の特例)

- 8 平成11年12月における改正前の給与条例第28条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の給与条例第28条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきそのものの期末手当の額は、改正後の給与条例第28条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 9 前項の規定の適用を受けた者の平成12年3月に支給されることとなる期末手当の額は、改正後の給与条例第28条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から前項に規定する差額に相当する額(当該額が基準額を超えるときは、基準額)を控除した額とする。

(給与の内払)

- 10 職員が改正前の給与条例の規定に基づいて、切替日以降の分として支給を受けた給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(管理者への委任)

- 11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成13年2月28日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(平成12年度における期末手当及び勤勉手当の額の特例)

- 2 平成12年12月に改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第28条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第28条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 平成12年12月に改正前の条例第29条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の条例第29条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。
- 4 前2項の規定の適用を受けた職員の平成13年3月に支給されることとなる期末手当の額は、改正後の条例第28条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から前2項に規定する差額の合計額に相当する額(当該額が基準額を超えるときは、基準額)を控除した額とする。

(給与の内払)

5 職員が改正前の条例の規定に基づいて支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。  
(管理者への委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成13年8月6日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年3月1日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成13年4月1日から適用する。

(平成13年度における期末手当の額の特例)

2 平成13年12月に改正前の職員の給与に関する（以下「改正前の給与条例」という。）第28条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の給与条例第28条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

3 前項の規定の適用を受けた職員の平成14年3月に支給されることとなる期末手当の額は、改正後の給与条例第28条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から前項に規定する差額に相当する額（当該額が基準額を超えるときは、基準額）を控除した額とする。

(給与の内払)

4 改正前の給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(補則)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成15年2月28日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年3月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項、第5項及び第6項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 給与条例に基づき平成15年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の給与条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第28条第2項及び第3項から第5項まで又は第32条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年3月1日(期末手当について改正後の給与条例第28条第1項後段又は第32条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以降の基準日までの期間における任用の事情を考慮して管理者が定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される

給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の給与条例の規定による給料月額及び改正後の給与条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 3 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の給与条例第28条第2項の規定の適用については、同項中「6か月以内」とあるのは「3か月以内」と、同項第1号中「6か月」とあるのは「3か月」と、同項第2号中「5か月以上6か月未満」とあるのは「2か月15日以上3か月未満」と、同項第3号中「3か月以上5か月未満」とあるのは「1か月15日以上2か月15日未満」と、同項第4号中「3か月未満」とあるのは「1か月15日未満」とする。

(管理者への委任)

- 4 附則第2項及び第3項に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、管理者が定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)

- 5 職員の育児休業等に関する条例(平成7年但馬広域行政事務組合条例第14号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

- 6 (略)

附 則 (平成15年11月26日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 第2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 給与条例に基づき平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の給与条例第28条第2項から第5項まで又は第32条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる合計額（管理者が定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して管理者が定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当

該日が2以上あるときは、当該日のうち管理者が定める日))において職員が受けるべき給料、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(給与条例第18条第2項に規定する規則で定める額を除く。)及び管理職手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の管理者が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

- (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額  
(管理者への委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成17年8月30日条例第3号)

この条例は、平成17年9月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月30日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。  
(職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の廃止)
- 2 職員に対する寒冷地手当支給に関する条例(平成7年但馬広域行政事務組合条例第17号)は、廃止する。  
(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 3 平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与条例第28条第2項及び第3項から第5項まで又は第32条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、その新たに職員となった日)において職員が受けるべき給料、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当(条例第18条第2項に規定する規則で定める額を除く。)及び管理職手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の管理者が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

- (2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則 (平成18年3月31日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
(管理者への委任)
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。  
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 3 職員の育児休業等に関する条例(平成7年但馬広域行政事務組合条例第14号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)

附 則 (平成19年3月30日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日条例第2号)

(施行期間)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第13条第3項及び第14条第3項並びに別表第1の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第29条第2項の規定は、平成19年12月1日から適用する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等)

- 2 平成19年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において給与条例別表第1の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けている号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成19年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 6 改正後の給与条例第29条第2項の規定の適用については、平成19年12月に支給する勤勉手当に限り、同項中「100分の75」とあるのは、「100分の77.5」とする。

(給与の内払)

- 7 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(管理者への委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は管理者が定める。

附 則（平成20年4月21日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年11月30日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の職員の給与に関する条例第28条第2項及び第3項から第5項まで又は第32条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項に

において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。))となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して管理者が定めるものを除く。))にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち管理者が定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(職員の給与に関する条例第18条第2項に規定する規則で定める額を除く。)の月数の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の管理者が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

| 給料表    | 職務の級 | 号給          |
|--------|------|-------------|
| 行政職給料表 | 1級   | 1号給から56号給まで |
|        | 2級   | 1号給から24号給まで |
|        | 3級   | 1号給から8号給まで  |

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して管理者が定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

(管理者への委任)

3 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成22年3月29日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月1日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌日の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。  
ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第28条第2項から第5項まで又は第32条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項若しくは附則第4項の規定にかかわらず、これら規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(改正後の条例附則第4項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けない職員に限る。以下この項において「減額改定対象職員」という。))となった者(平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。))にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日)において減額改定対象職員が受ける

べき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（職員の給与に関する条例第18条第2項に規定する規則で定める額を除く。）の月数の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

| 給 料 表  | 職務の級 | 号 給           |
|--------|------|---------------|
| 行政職給料表 | 1 級  | 1 号給から93号給まで  |
|        | 2 級  | 1 号給から64号給まで  |
|        | 3 級  | 1 号給から48号給まで  |
|        | 4 級  | 1 号給から32号給まで  |
|        | 5 級  | 1 号給から24号給まで  |
|        | 6 級  | 1 号給から16号給まで  |
|        | 7 級  | 1 号給から 4 号給まで |

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の条例附則第4項の規定の適用については、同項中「当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年但馬広域行政事務組合条例第5号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(管理者への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

- 5 職員の勤務時間等に関する条例（平成7年条例第13号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成23年12月1日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌日の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。  
(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、改正後の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第28条第2項及び第3項から第5項まで又は第32条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項若しくは附則第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- (1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者(平成23年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象

職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（職員の給与に関する条例第18条第2項に規定する規則で定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）乗じて得た額

| 給 料 表  | 職務の級 | 号 給           |
|--------|------|---------------|
| 行政職給料表 | 1 級  | 1 号給から93号給まで  |
|        | 2 級  | 1 号給から76号給まで  |
|        | 3 級  | 1 号給から60号給まで  |
|        | 4 級  | 1 号給から44号給まで  |
|        | 5 級  | 1 号給から36号給まで  |
|        | 6 級  | 1 号給から28号給まで  |
|        | 7 級  | 1 号給から16号給まで  |
|        | 8 級  | 1 号給から 4 号給まで |

- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額  
(管理者への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成24年12月20日条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第10条第3項の改正規定は、同年1月1日から施行する。

(職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

- 2 職員の勤務時間等に関する条例(平成7年但馬広域行政事務組合条例第13号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)

附 則（平成25年6月27日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

- 2 職員の勤務時間等に関する条例(平成7年但馬広域行政事務組合条例第13号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)

附 則（平成27年2月23日条例第1号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項から第10項までの規定は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定は平成26年4月1日から、改正後の給与条例第29条第2項及び附則第6項の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(管理者の定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 切替日以降新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第28条第4項(給与条例第29条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与条例第28条第4項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年但馬広域行政事務組合条例第1号)附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

- 10 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で管理者が定める額」とする。

(管理者への委任)

- 11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成28年2月22日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は平成27

年4月1日から、第29条第2項及び附則第6項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(管理者への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成29年2月7日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から、第1条改正後給与条例第29条第2項及び附則第6項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後給与条例別表第1の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第13条第3項及び第14条の規定の適用については、第13条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第14条第1項各号列記以外の部分中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に新たに扶養親族たる父母等としての要件を具備するに至った者がある場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3)扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合又は職員に扶養親族たる子がある場合を除く。）

(4)扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合又は職員に扶養親族たる子がある場合を除く。）」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養

親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(管理者への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成30年2月19日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第15条第2項及び別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定(以下「改正後の平成29年改正条例」という。)は平成29年4月1日から、第1条改正後給与条例第29条第2項及び附則第6項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例別表第1の規定又は改正後の平成29年改正条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の平成29年改正条例の規定による給与の内払とみなす。

(管理者への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成31年2月15日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1の規定は平成30年4月1日から、改正後の給与条例第29条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例別表第1の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(管理者への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (令和2年2月5日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月5日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1の規定は平成31年4月1日から、改正後の給与条例第29条第2項の規定は令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例別表第1の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関

する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 令和2年4月1日の前日において第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第16条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、令和2年4月1日以後においても引き続き該当住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。)に対しては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第16条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与条例第16条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第16条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理者への委任)

- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (令和2年7月21日条例7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第24条及び第2条の規定による改正後の但馬広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第22条第1号の規定は、令和2年8月1日以降の勤務(給与の減額にあつては、同年7月31日から引き続き行われる勤務を除く。)に係る給与の減額並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当(以下「時間外勤務手当等」という。)の算定について適用し、同年8月1日前の勤務(給与の減額にあつては、同年7月31日から引き続き行われる勤務を含む。)に係る給与の減額及び時間外勤務手当等の算定については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年2月16日条例第1号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和2年12月1日から適用する。

附 則 (令和4年4月1日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の職員の給与に関する条例第28条第2項及び職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第28条第3項から第5項まで又は第32条第1項から第3項まで、第5項又は第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、127.5分の15を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。

(管理者への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(但馬広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 但馬広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年但馬広域行政事務組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和5年2月10日条例1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定は令和4年4月1日から、改正後の給与条例第29条第2項の規定は令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例別表第1の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（管理者への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（令和6年2月9日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第28条第2項及び第29条第2項の規定は令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例別表第1の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（管理者への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（令和7年2月10日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下次項において「第1条改正後給与条例」という。）別表第1、第28条第2項及び第29条第2項の規定は令和6年4月1日から適用する。

（給与又は報酬の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（号給の切替え）

- 4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

5 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第13条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 身体又は精神に著しい障害のある者」とあるのは

「(5) 身体又は精神に著しい障害のある者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附則別表 号給の切替表（附則第4項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

| 旧号給 | 職務の級 |    |    |    |    |    |
|-----|------|----|----|----|----|----|
|     | 3級   | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 |
| 1   | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 2   | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 3   | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 4   | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 5   | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 6   | 2    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 7   | 3    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 8   | 4    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 9   | 5    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 10  | 6    | 2  | 2  | 1  | 1  | 1  |
| 11  | 7    | 3  | 3  | 1  | 1  | 1  |
| 12  | 8    | 4  | 4  | 1  | 1  | 1  |
| 13  | 9    | 5  | 5  | 1  | 1  | 1  |
| 14  | 10   | 6  | 6  | 2  | 1  | 1  |
| 15  | 11   | 7  | 7  | 3  | 1  | 1  |
| 16  | 12   | 8  | 8  | 4  | 1  | 1  |
| 17  | 13   | 9  | 9  | 5  | 1  | 1  |
| 18  | 14   | 10 | 10 | 6  | 2  | 1  |
| 19  | 15   | 11 | 11 | 7  | 3  | 1  |
| 20  | 16   | 12 | 12 | 8  | 4  | 1  |
| 21  | 17   | 13 | 13 | 9  | 5  | 1  |
| 22  | 18   | 14 | 14 | 10 | 6  | 1  |
| 23  | 19   | 15 | 15 | 11 | 7  | 1  |
| 24  | 20   | 16 | 16 | 12 | 8  | 2  |
| 25  | 21   | 17 | 17 | 13 | 9  | 2  |
| 26  | 22   | 18 | 18 | 14 | 10 | 2  |
| 27  | 23   | 19 | 19 | 15 | 11 | 2  |
| 28  | 24   | 20 | 20 | 16 | 12 | 3  |
| 29  | 25   | 21 | 21 | 17 | 13 | 3  |

|    |    |    |    |    |    |   |
|----|----|----|----|----|----|---|
| 30 | 26 | 22 | 22 | 18 | 14 | 3 |
| 31 | 27 | 23 | 23 | 19 | 15 | 3 |
| 32 | 28 | 24 | 24 | 20 | 16 | 3 |
| 33 | 29 | 25 | 25 | 21 | 17 | 3 |
| 34 | 30 | 26 | 26 | 22 | 18 | 4 |
| 35 | 31 | 27 | 27 | 23 | 19 | 4 |
| 36 | 32 | 28 | 28 | 24 | 20 | 4 |
| 37 | 33 | 29 | 29 | 25 | 21 | 4 |
| 38 | 34 | 30 | 30 | 26 | 22 | 4 |
| 39 | 35 | 31 | 31 | 27 | 23 | 4 |
| 40 | 36 | 32 | 32 | 28 | 24 | 4 |
| 41 | 37 | 33 | 33 | 29 | 25 | 4 |
| 42 | 38 | 34 | 34 | 30 | 26 | 5 |
| 43 | 39 | 35 | 35 | 31 | 27 | 5 |
| 44 | 40 | 36 | 36 | 32 | 28 | 5 |
| 45 | 41 | 37 | 37 | 33 | 29 | 5 |
| 46 | 42 | 38 | 38 | 34 | 30 | 5 |
| 47 | 43 | 39 | 39 | 35 | 31 | 5 |
| 48 | 44 | 40 | 40 | 36 | 32 | 5 |
| 49 | 45 | 41 | 41 | 37 | 33 | 5 |
| 50 | 46 | 42 | 42 | 38 | 34 |   |
| 51 | 47 | 43 | 43 | 39 | 35 |   |
| 52 | 48 | 44 | 44 | 40 | 36 |   |
| 53 | 49 | 45 | 45 | 41 | 37 |   |
| 54 | 50 | 46 | 46 | 42 | 38 |   |
| 55 | 51 | 47 | 47 | 43 | 39 |   |
| 56 | 52 | 48 | 48 | 44 | 40 |   |
| 57 | 53 | 49 | 49 | 45 | 41 |   |
| 58 | 54 | 50 | 50 | 46 | 42 |   |
| 59 | 55 | 51 | 51 | 47 | 43 |   |
| 60 | 56 | 52 | 52 | 48 | 44 |   |
| 61 | 57 | 53 | 53 | 49 | 45 |   |
| 62 | 58 | 54 | 54 | 50 |    |   |
| 63 | 59 | 55 | 55 | 51 |    |   |
| 64 | 60 | 56 | 56 | 52 |    |   |
| 65 | 61 | 57 | 57 | 53 |    |   |
| 66 | 62 | 58 | 58 | 54 |    |   |
| 67 | 63 | 59 | 59 | 55 |    |   |

|     |     |    |    |    |  |  |
|-----|-----|----|----|----|--|--|
| 68  | 64  | 60 | 60 | 56 |  |  |
| 69  | 65  | 61 | 61 | 57 |  |  |
| 70  | 66  | 62 | 62 | 58 |  |  |
| 71  | 67  | 63 | 63 | 59 |  |  |
| 72  | 68  | 64 | 64 | 60 |  |  |
| 73  | 69  | 65 | 65 | 61 |  |  |
| 74  | 70  | 66 | 66 | 62 |  |  |
| 75  | 71  | 67 | 67 | 63 |  |  |
| 76  | 72  | 68 | 68 | 64 |  |  |
| 77  | 73  | 69 | 69 | 65 |  |  |
| 78  | 74  | 70 | 70 | 66 |  |  |
| 79  | 75  | 71 | 71 | 67 |  |  |
| 80  | 76  | 72 | 72 | 68 |  |  |
| 81  | 77  | 73 | 73 | 69 |  |  |
| 82  | 78  | 74 | 74 | 70 |  |  |
| 83  | 79  | 75 | 75 | 71 |  |  |
| 84  | 80  | 76 | 76 | 72 |  |  |
| 85  | 81  | 77 | 77 | 73 |  |  |
| 86  | 82  | 78 | 78 |    |  |  |
| 87  | 83  | 79 | 79 |    |  |  |
| 88  | 84  | 80 | 80 |    |  |  |
| 89  | 85  | 81 | 81 |    |  |  |
| 90  | 86  | 82 | 82 |    |  |  |
| 91  | 87  | 83 | 83 |    |  |  |
| 92  | 88  | 84 | 84 |    |  |  |
| 93  | 89  | 85 | 85 |    |  |  |
| 94  | 90  | 86 |    |    |  |  |
| 95  | 91  | 87 |    |    |  |  |
| 96  | 92  | 88 |    |    |  |  |
| 97  | 93  | 89 |    |    |  |  |
| 98  | 94  | 90 |    |    |  |  |
| 99  | 95  | 91 |    |    |  |  |
| 100 | 96  | 92 |    |    |  |  |
| 101 | 97  | 93 |    |    |  |  |
| 102 | 98  |    |    |    |  |  |
| 103 | 99  |    |    |    |  |  |
| 104 | 100 |    |    |    |  |  |
| 105 | 101 |    |    |    |  |  |

|     |     |  |  |  |  |  |
|-----|-----|--|--|--|--|--|
| 106 | 102 |  |  |  |  |  |
| 107 | 103 |  |  |  |  |  |
| 108 | 104 |  |  |  |  |  |
| 109 | 105 |  |  |  |  |  |
| 110 | 106 |  |  |  |  |  |
| 111 | 107 |  |  |  |  |  |
| 112 | 108 |  |  |  |  |  |
| 113 | 109 |  |  |  |  |  |
| 114 | 110 |  |  |  |  |  |
| 115 | 111 |  |  |  |  |  |
| 116 | 112 |  |  |  |  |  |
| 117 | 113 |  |  |  |  |  |
| 118 | 114 |  |  |  |  |  |
| 119 | 115 |  |  |  |  |  |
| 120 | 116 |  |  |  |  |  |
| 121 | 117 |  |  |  |  |  |
| 122 | 118 |  |  |  |  |  |
| 123 | 119 |  |  |  |  |  |
| 124 | 120 |  |  |  |  |  |
| 125 | 121 |  |  |  |  |  |

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

| 職務の級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     | 6 級     | 7 級     | 8 級     |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 号 給  | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|      | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
| 1    | 183,500 | 230,000 | 265,300 | 298,800 | 321,300 | 355,200 | 408,300 | 458,300 |
| 2    | 184,600 | 231,500 | 266,300 | 300,300 | 323,100 | 356,900 | 410,200 | 463,800 |
| 3    | 185,800 | 233,000 | 267,300 | 301,800 | 324,900 | 358,500 | 412,100 | 468,800 |
| 4    | 186,900 | 234,500 | 268,300 | 303,200 | 326,600 | 360,100 | 413,900 | 473,500 |
| 5    | 188,000 | 236,000 | 269,300 | 304,600 | 328,300 | 361,700 | 415,700 | 477,500 |
| 6    | 189,700 | 237,500 | 270,300 | 305,700 | 330,000 | 363,500 | 417,500 | 481,000 |
| 7    | 191,300 | 239,000 | 271,300 | 306,700 | 331,700 | 365,000 | 419,300 | 484,000 |
| 8    | 192,900 | 240,500 | 272,300 | 307,900 | 333,400 | 366,600 | 421,100 | 486,500 |
| 9    | 194,500 | 242,000 | 273,300 | 309,100 | 335,000 | 368,000 | 422,700 | 488,500 |
| 10   | 196,200 | 243,400 | 274,300 | 310,700 | 336,700 | 369,600 | 424,200 |         |
| 11   | 197,800 | 244,800 | 275,300 | 312,300 | 338,400 | 371,200 | 425,700 |         |
| 12   | 199,400 | 246,200 | 276,400 | 313,900 | 340,000 | 372,700 | 427,200 |         |
| 13   | 201,000 | 247,400 | 277,400 | 315,400 | 341,500 | 374,600 | 428,700 |         |
| 14   | 202,700 | 248,600 | 278,700 | 317,000 | 343,100 | 376,500 | 430,000 |         |
| 15   | 204,400 | 249,800 | 280,000 | 318,600 | 344,700 | 378,400 | 431,300 |         |
| 16   | 206,100 | 251,000 | 281,200 | 320,200 | 346,200 | 380,200 | 432,500 |         |
| 17   | 207,400 | 252,100 | 282,500 | 321,700 | 347,600 | 381,700 | 433,700 |         |
| 18   | 209,000 | 253,200 | 283,800 | 323,400 | 349,300 | 383,500 | 435,000 |         |
| 19   | 210,600 | 254,300 | 285,000 | 325,000 | 350,900 | 385,200 | 436,300 |         |
| 20   | 212,100 | 255,400 | 286,200 | 326,600 | 352,500 | 386,800 | 437,500 |         |
| 21   | 213,600 | 256,400 | 287,300 | 328,000 | 353,700 | 388,500 | 438,700 |         |
| 22   | 215,200 | 257,400 | 288,500 | 329,700 | 355,200 | 389,900 | 439,500 |         |
| 23   | 216,800 | 258,400 | 289,800 | 331,400 | 356,700 | 391,300 | 440,300 |         |
| 24   | 218,400 | 259,400 | 291,100 | 333,000 | 358,200 | 392,700 | 441,100 |         |
| 25   | 220,000 | 260,400 | 292,400 | 334,200 | 359,900 | 394,100 | 441,700 |         |
| 26   | 221,700 | 261,300 | 293,400 | 336,100 | 361,700 | 395,300 | 442,300 |         |
| 27   | 223,000 | 262,200 | 294,400 | 337,800 | 363,400 | 396,500 | 442,900 |         |
| 28   | 224,300 | 263,100 | 295,500 | 339,400 | 365,100 | 397,500 | 443,500 |         |
| 29   | 225,600 | 263,900 | 296,600 | 340,900 | 366,500 | 398,600 | 444,200 |         |
| 30   | 226,700 | 264,700 | 297,800 | 342,500 | 367,800 | 399,800 | 445,000 |         |
| 31   | 227,800 | 265,500 | 298,900 | 344,100 | 369,000 | 400,900 | 445,400 |         |
| 32   | 228,900 | 266,300 | 300,100 | 345,700 | 370,400 | 402,000 | 446,100 |         |
| 33   | 230,000 | 267,000 | 301,300 | 347,400 | 371,500 | 402,700 | 446,600 |         |
| 34   | 231,100 | 267,800 | 302,600 | 349,200 | 372,400 | 403,400 | 447,000 |         |

|    |          |          |          |          |          |          |          |  |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--|
| 35 | 232, 200 | 268, 600 | 303, 900 | 351, 000 | 373, 400 | 404, 100 | 447, 400 |  |
| 36 | 233, 300 | 269, 300 | 305, 200 | 352, 800 | 374, 500 | 404, 800 | 447, 800 |  |
| 37 | 234, 400 | 270, 000 | 306, 500 | 354, 300 | 375, 300 | 405, 400 | 448, 200 |  |
| 38 | 235, 400 | 270, 800 | 307, 800 | 355, 700 | 376, 200 | 406, 000 | 448, 600 |  |
| 39 | 236, 400 | 271, 600 | 309, 100 | 357, 100 | 377, 100 | 406, 500 | 449, 000 |  |
| 40 | 237, 300 | 272, 300 | 310, 400 | 358, 500 | 377, 900 | 406, 900 | 449, 300 |  |
| 41 | 238, 200 | 273, 000 | 311, 700 | 360, 000 | 378, 700 | 407, 300 | 449, 600 |  |
| 42 | 239, 100 | 273, 800 | 313, 000 | 360, 800 | 379, 500 | 407, 500 | 450, 000 |  |
| 43 | 239, 900 | 274, 600 | 314, 300 | 361, 800 | 380, 300 | 407, 800 | 450, 300 |  |
| 44 | 240, 700 | 275, 300 | 315, 400 | 362, 800 | 381, 000 | 408, 100 | 450, 600 |  |
| 45 | 241, 400 | 276, 000 | 316, 300 | 363, 700 | 381, 700 | 408, 400 | 450, 900 |  |
| 46 | 242, 000 | 276, 700 | 317, 600 | 364, 800 | 382, 400 | 408, 700 |          |  |
| 47 | 242, 600 | 277, 400 | 318, 900 | 365, 700 | 383, 100 | 409, 000 |          |  |
| 48 | 243, 200 | 278, 100 | 320, 200 | 366, 700 | 383, 800 | 409, 300 |          |  |
| 49 | 243, 800 | 278, 800 | 321, 400 | 367, 600 | 384, 300 | 409, 500 |          |  |
| 50 | 244, 400 | 279, 500 | 322, 700 | 368, 300 | 384, 900 | 409, 800 |          |  |
| 51 | 245, 000 | 280, 200 | 323, 900 | 369, 000 | 385, 500 | 410, 100 |          |  |
| 52 | 245, 500 | 280, 900 | 325, 100 | 369, 600 | 386, 200 | 410, 400 |          |  |
| 53 | 246, 000 | 281, 500 | 326, 400 | 370, 000 | 386, 600 | 410, 600 |          |  |
| 54 | 246, 400 | 282, 200 | 327, 500 | 370, 600 | 387, 200 | 410, 900 |          |  |
| 55 | 246, 700 | 282, 800 | 328, 600 | 371, 300 | 387, 800 | 411, 200 |          |  |
| 56 | 247, 000 | 283, 500 | 329, 700 | 372, 000 | 388, 300 | 411, 500 |          |  |
| 57 | 247, 300 | 284, 100 | 330, 400 | 372, 300 | 388, 700 | 411, 700 |          |  |
| 58 | 247, 600 | 284, 800 | 331, 300 | 373, 000 | 389, 300 | 412, 000 |          |  |
| 59 | 247, 900 | 285, 400 | 332, 000 | 373, 700 | 389, 900 | 412, 300 |          |  |
| 60 | 248, 200 | 286, 100 | 332, 800 | 374, 300 | 390, 400 | 412, 500 |          |  |
| 61 | 248, 500 | 286, 700 | 333, 600 | 374, 600 | 390, 800 | 412, 700 |          |  |
| 62 | 248, 800 | 287, 400 | 334, 000 | 375, 100 | 391, 300 | 413, 000 |          |  |
| 63 | 249, 100 | 288, 000 | 334, 600 | 375, 700 | 391, 800 | 413, 300 |          |  |
| 64 | 249, 400 | 288, 500 | 335, 300 | 376, 300 | 392, 400 | 413, 500 |          |  |
| 65 | 249, 700 | 289, 000 | 336, 100 | 376, 600 | 392, 700 | 413, 700 |          |  |
| 66 | 250, 000 | 289, 600 | 336, 800 | 377, 200 | 393, 100 | 414, 000 |          |  |
| 67 | 250, 300 | 290, 100 | 337, 500 | 377, 900 | 393, 500 | 414, 300 |          |  |
| 68 | 250, 600 | 290, 700 | 338, 100 | 378, 500 | 393, 900 | 414, 500 |          |  |
| 69 | 250, 900 | 291, 200 | 338, 600 | 378, 900 | 394, 200 | 414, 700 |          |  |
| 70 | 251, 200 | 291, 700 | 339, 200 | 379, 400 | 394, 500 | 415, 000 |          |  |
| 71 | 251, 500 | 292, 300 | 339, 700 | 380, 000 | 394, 800 | 415, 300 |          |  |
| 72 | 251, 800 | 292, 900 | 340, 300 | 380, 500 | 395, 000 | 415, 500 |          |  |
| 73 | 252, 100 | 293, 400 | 340, 600 | 381, 000 | 395, 200 | 415, 700 |          |  |

|     |          |          |          |          |          |  |  |  |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|--|--|--|
| 74  | 252, 400 | 293, 900 | 341, 100 | 381, 600 | 395, 500 |  |  |  |
| 75  | 252, 700 | 294, 300 | 341, 500 | 382, 100 | 395, 800 |  |  |  |
| 76  | 253, 000 | 294, 600 | 341, 900 | 382, 400 | 396, 000 |  |  |  |
| 77  | 253, 300 | 294, 800 | 342, 300 | 382, 800 | 396, 200 |  |  |  |
| 78  | 253, 600 | 295, 100 | 342, 800 | 383, 300 | 396, 500 |  |  |  |
| 79  | 253, 900 | 295, 300 | 343, 300 | 383, 700 | 396, 800 |  |  |  |
| 80  | 254, 200 | 295, 600 | 343, 800 | 384, 100 | 397, 000 |  |  |  |
| 81  | 254, 500 | 295, 800 | 344, 100 | 384, 500 | 397, 200 |  |  |  |
| 82  | 254, 800 | 296, 000 | 344, 500 | 385, 000 | 397, 500 |  |  |  |
| 83  | 255, 100 | 296, 300 | 344, 900 | 385, 400 | 397, 800 |  |  |  |
| 84  | 255, 400 | 296, 500 | 345, 300 | 385, 800 | 398, 000 |  |  |  |
| 85  | 255, 700 | 296, 800 | 345, 600 | 386, 100 | 398, 200 |  |  |  |
| 86  | 256, 000 | 297, 100 | 346, 000 | 386, 400 |          |  |  |  |
| 87  | 256, 300 | 297, 400 | 346, 400 | 386, 700 |          |  |  |  |
| 88  | 256, 600 | 297, 700 | 346, 800 | 387, 000 |          |  |  |  |
| 89  | 256, 900 | 298, 000 | 347, 000 | 387, 300 |          |  |  |  |
| 90  | 257, 200 | 298, 300 | 347, 400 | 387, 600 |          |  |  |  |
| 91  | 257, 500 | 298, 600 | 347, 800 | 387, 900 |          |  |  |  |
| 92  | 257, 800 | 299, 000 | 348, 200 | 388, 200 |          |  |  |  |
| 93  | 258, 100 | 299, 200 | 348, 400 | 388, 500 |          |  |  |  |
| 94  |          | 299, 400 | 348, 800 |          |          |  |  |  |
| 95  |          | 299, 700 | 349, 200 |          |          |  |  |  |
| 96  |          | 300, 100 | 349, 500 |          |          |  |  |  |
| 97  |          | 300, 300 | 349, 800 |          |          |  |  |  |
| 98  |          | 300, 600 | 350, 200 |          |          |  |  |  |
| 99  |          | 301, 000 | 350, 600 |          |          |  |  |  |
| 100 |          | 301, 400 | 351, 000 |          |          |  |  |  |
| 101 |          | 301, 600 | 351, 500 |          |          |  |  |  |
| 102 |          | 301, 900 | 351, 900 |          |          |  |  |  |
| 103 |          | 302, 200 | 352, 300 |          |          |  |  |  |
| 104 |          | 302, 500 | 352, 700 |          |          |  |  |  |
| 105 |          | 302, 700 | 353, 200 |          |          |  |  |  |
| 106 |          | 303, 000 | 353, 600 |          |          |  |  |  |
| 107 |          | 303, 300 | 353, 900 |          |          |  |  |  |
| 108 |          | 303, 600 | 354, 200 |          |          |  |  |  |
| 109 |          | 303, 800 | 354, 700 |          |          |  |  |  |
| 110 |          | 304, 200 | 355, 200 |          |          |  |  |  |
| 111 |          | 304, 600 | 355, 700 |          |          |  |  |  |
| 112 |          | 304, 900 | 356, 200 |          |          |  |  |  |

|     |  |          |          |  |  |  |  |  |
|-----|--|----------|----------|--|--|--|--|--|
| 113 |  | 305, 100 | 356, 700 |  |  |  |  |  |
| 114 |  | 305, 300 | 357, 200 |  |  |  |  |  |
| 115 |  | 305, 600 | 357, 700 |  |  |  |  |  |
| 116 |  | 306, 000 | 358, 200 |  |  |  |  |  |
| 117 |  | 306, 200 | 358, 700 |  |  |  |  |  |
| 118 |  | 306, 400 | 359, 200 |  |  |  |  |  |
| 119 |  | 306, 700 | 359, 700 |  |  |  |  |  |
| 120 |  | 307, 000 | 360, 200 |  |  |  |  |  |
| 121 |  | 307, 400 | 360, 700 |  |  |  |  |  |
| 122 |  | 307, 600 |          |  |  |  |  |  |
| 123 |  | 307, 900 |          |  |  |  |  |  |
| 124 |  | 308, 200 |          |  |  |  |  |  |
| 125 |  | 308, 500 |          |  |  |  |  |  |
| 126 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 127 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 128 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 129 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 130 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 131 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 132 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 133 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 134 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 135 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 136 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 137 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 138 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 139 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 140 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 141 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 142 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 143 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 144 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 145 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 146 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 147 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 148 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 149 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 150 |  |          |          |  |  |  |  |  |
| 151 |  |          |          |  |  |  |  |  |

別表第2（第4条関係）

行政職給料表級別標準職務表

| 職務の級 | 標準職務                                                                                  |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 級  | 主事の職務又はこれらに相当する職務                                                                     |
| 2 級  | 経験を必要とする業務を行う主事の職務又はこれらに相当する職務                                                        |
| 3 級  | 1 主任の職務又はこれに相当する職務<br>2 係長若しくは主査の職務又はこれに相当する職務                                        |
| 4 級  | 1 課長補佐若しくは主幹の職務又はこれらに相当する職務<br>2 相当の経験を必要とし、かつ課長補佐に準じる職務を分掌する係長、若しくは主査の職務又はこれらに相当する職務 |
| 5 級  | 1 課長若しくは参事の職務又はこれらに相当する職務<br>2 次長の職務又はこれらに相当する職務                                      |
| 6 級  | 1 相当の経験を有する課長若しくは参事の職務又はこれらに相当する職務<br>2 経験を有する次長又はこれらに相当する職務                          |
| 7 級  | 事務局長の職務又はこれらに相当する職務                                                                   |
| 8 級  | 相当の経験を有する事務局長の職務                                                                      |